

会 議 録

会議の名称	第21回小金井市保育計画策定委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和2年12月10日(木) 18時00分から21時00分まで	
開催場所	前原暫定集会施設A会議室	
出席者	委員	米原 立将 委員長 田邊 満寿美 委員 長汐 道枝 副委員長 茂森 俊介 委員 平野 麻衣子 委員 飯塚 絵美 委員 井戸下 望 委員 中村 悠子 委員 竹澤 千穂 委員 真木 千壽子 委員 大越 郁子 委員 藤原 大介 委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真 くりのみ保育園園長 前島 美和 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	堀尾 瞳 委員	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	6人	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確定 (2) (仮称) 小金井市保育計画(第4章)について (3) (仮称) 小金井市保育計画(第5章)について (4) その他	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	次第 資料55 第4章 保育の質のガイドライン(素案)第20回委員会協議内容を受けての修正版 資料56 保育計画策定会議(第21回用)第5章意見聴取表	
その他		

第21回小金井市保育計画策定委員会会議 会議録

令和2年12月10日

開 会

米原委員長

それでは、遅れて出席されるとのご連絡をいただいている委員の方もいらっしゃると思いますが、ただいまから、第21回小金井市保育計画策定委員会の会議を開催いたします。

本日、堀尾委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご連絡させていただきます。

また、本日も、会議時間は3時間を予定させていただいておりますので、きりの良いところで5分程度休憩を入れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題(1)です。前回会議録の確定についてに入りたいと思います。事務局より、前回会議録について校正依頼を行っていただいていた。期限までに訂正のお申し出をいただいた部分について反映したものが机の上に配られております。理念の「構造」となっていたところを、「理念」の部分の「行動」の部分というところで、「構造」が「行動」ということで変更となっております。

この変更のお申し出があったのですけれども、こちらをもって確定とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

米原委員長

ありがとうございます。ご異議がないので、会議録について確定とさせていただきます。

次に、議題(2)(仮称)小金井市保育計画(第4章)についてを議題といたします。こちらは前回からの引き続きとなります。

前回、資料52ですね、今回も資料52をもとに進めたいと思いますが、もし、お手元になれば、お教えてください。

資料52の、17ページです。最後のところ。17ページをお開きいただきますと、地域の保護者等に対する子育て支援までご議論いただいておりますので、続きの、めくっていただいて、18ページ、保育者としての資質向上より、ご協議いただきたいと思います。

資料55、同じような資料を事務局が用意してくれていますけれども、資料52の協議を先に進めて、そのあと、資料55を使うというふうに進めたいと思います。

それでは、まずは18ページです。保育者としての資質向上について、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。これも前回の続きで、白抜きになって網掛けのところ、変更したところですね。い

かがでしょうか。

それでは、中村委員から、真木さんから、前回配られた意見聴取表からですが、保育者としての資質向上の点では、今の資料52の18で、今、到着されたばかりで申し訳ないのですけれども、一番下の、自分自身の健康管理に注意を払うというのについて、保育者自身としてはどうか、というご提案がされていますけれども、皆さんはいかがでしょうか。

真木委員

真木です。すみません、遅れてきて申し訳ないです。

自分自身というよりは、自分自身ではなくて、保育者全般のことなのだから、保育者という言葉を入れたほうが良いのではないかと、という提案です。

米原委員長

ありがとうございます。自分ひとりのことではなくて、お互いを含めてということなのでしょうかね。皆さんはいかがでしょうか。

皆さん、深くうなずいていらっしゃると思います。では、その方向で変更・改善したいと思います。

他は、いかがでしょうか。

それでは、次の項目に進んでもよろしいでしょうか。それでは、ページお捲りいただいて、保育の質の維持・向上について必要なこと、19ページですね。こちらは、これまでも見えてきていただいていますけれども、用語の統一だけ図っておりますが、いかがでしょうか。

この項目は、保育者が個人で取り組むのではなく、保育事業者において取り組むべき基本的な事柄についてリード文で、具体的な事例を四角囲いで3つ挙げております。

それでは、次に進みたいと思います。20ページです。(2)保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携です。こちらは、リード文について、ある程度変更がありますので、下の具体的項目については要望の通りにするという事です。いかがでしょうか。

今は、議題の2ですね、前回の資料52の最後のページ、20ページの内容の確認をいただいています。

よろしいでしょうか。それでは、第4章の確認作業が一通り終了いたしましたので、本日確認いただいた内容を踏まえて最後の修正をさせていただきます。

大越委員

すみません、大越です。保育の質の維持・向上に必要なことという、5番の19ページ目のところなのですけれども、以前の委員会の中で、第三者評価の話があったかなと思うのですけれども、客観的な評価を受けるような内容が小金井市の公立保育園の保育内容にも載っていて、第三者評価を受けて園内運営の見直し・改善を図るとあるのですけれども、そのあたりは、特に触れないのでしょうか、という質問です。

米原委員長

現場の先生方からは、いかがでしょうか。

茂森委員

どこかで見かけたんですね。茂森です。その内容が、次の5章の1の(1)③で出てくるんですね。

米原委員長

市としての取組として、各種評価の実施、受審費用の助成を継続し、というところですね。なるほど。大越さんからとしては、この項目にそれを入れるというのはいかがでしょう、ということ。

保育の現状、茂森さん。当たり前のようにやらなければいけないというものではあるとは思いますが、この内容に入れることについてはいかがでしょうか。19ページの。

茂森委員

茂森です。園で維持のために第三者評価をやるということではない気がしますよね。必ず受けなければいけないものなので、それを含めて。ねえ、真木先生。

第三者評価を、保育園側が質の向上のために第三者評価を受けるというニュアンスなのか、うちもこれから第三者評価で今まさにやっている最中なのですから、そのためにやるというわけではないのかなと思います。

真木委員

真木です。第三者評価というのは、前からお話しているのですが、3年に1度、義務付けられているものなんですね。保護者の方の、利用者と言いますが、利用者の方のご意見も伺うし、運営側の非常勤職員の意見も伺うし、常勤の職員の意見も伺うし、園長・施設長としてどうなのかという、運営面とかサービス面とか、多岐にわたっているような質問があつて、それに対して文章で答えるのです。だから、とても大変だと思います。茂森先生は、今。私のところは去年終わったのですが、

それを通して、それをひとつのツール、質を維持していくためのひとつのツールとして第三者評価というのは、評価されることですね、第三者に評価してもらうということなので、独りよがりでこれが良いと思ってやっているようなことではなくて、公に、皆さんのところへ公示して、開示して、どうなのか、ということなので、かなりの質のレベルを上げるというのは、確かにそうだと思います。

どんなところでも入っているんで、入れても。

米原委員長

ただ、保育内容の質を問うているものではないですよね、第三者評価は。この保育が良いというよりも、取組を評価して、PDCAが回っているかとか、そういう、運営というか、保育面でもそうですけれども、そういう取り組みがどう回っているのかというのを評価するというもの。

真木委員

そうそう、評価されるということなので。

藤原委員

藤原です。これは、5章でいいと思うんですね、入れるのは。明確になって、主語の違いで、4章は保育者とか保育施設の人がこうしま

しょうということで、5章は、そのためにあなたたちが何をしましょうで、第三者評価もちゃんと入れましょうという。5章の方が、なじむかなという気がします。

大越委員

ありがとうございます。すみません、5章を確認できていなかった
ので、大丈夫だと思います。

あと、もう一点すみません、以前に、アンケートを委員会でとった
記憶がありまして、その時に、保護者からの意見で、苦情の窓口が分
からないというか、分かりにくいみたいなのが一番多かったかと記憶
してあります。

米原委員長

分かっているという割合が一番低いんですね。

大越委員

そうですね。そういうふうに記憶してあります、その内容がどこ
にも入っていないかなというのが気になったのですけれども、多分、
どの園でも、苦情はここにお寄せ下さいみたいな、多分電話番号とか
も入っているのだと思うのですけれども、それにもかかわらず、保護
者はあまり知らないというところで、なんかもう少し、できないかな
というか。

中村委員

実際に法人の中で、園の中での苦情の窓口・責任者として担当者
というのは大きく出ていると思うんですね。そこに、私たちの方では、
東京都社会福祉協議会みたいな、連絡先も出ているんですよ。こっち
も窓口ですよ。それについて、皆知らないんですね。だから、多
分、園の中でやっていて、法人の方での苦情の担当者というのは分か
っているのだと思うんですけども、それ以外があるのを知っています
かという質問に対して、知らないと言っているという現実があります。

米原委員長

10年以上、第三者評価という取り組みが各自治体、特に東京をは
じめとしてやっているのですけれども、あの項目は低いんですよ。認
知度がね。ずっと低いんですね。やはり、日ごろあまりそういった意
見を、苦情ですとか意見がないと満足している人にとってみたら、あ
まり探すものでもないの、あれが認知度が低いからと言って、決し
て園の取組が悪いわけではないという、中々取扱いというか、数字を
どう捉えるのかというのは難しいところではあるんですね。そういう
特徴があります。

大越委員

大越です。ありがとうございます。ただ、前にも、委員会だったと
思うのですけれども、やはり園と直接トラブルになっちゃったケース
もあったので、やはりそこは、もっと広く保護者に伝えて、そういう
ことの無いようにした方が、お互いにとって良いのかなと思うのです
けれども。

米原委員長

そうですね。そうすると、もしその項目について書くとしたら、2
0ページの家庭及び地域との連携ですかね。今、この内容について載

せたらどうかという大越さんからのご提案がありますけれども、他の方はいかがでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。今、委員長が仰った20ページのところに入れるか、16ページの、子育て支援のところに入れても良いのかなと思いますが、どちらが良いでしょうか。

米原委員長

保育者の取組とするか、事業者の取組とするか、どちらが良いかということですね。そういうご提案、ご意見もあります。

竹澤委員

今、3つの候補が出ていると思うのですが、今、井戸下さんから16ページの子育て支援のところというお話があったのですが、苦情というのは、園での状況についての苦情だと思うので、子育て支援というのは、保護者が家庭とかで子どもに接する方法のアドバイスというわけじゃないですが、それを支援していくというような意味合いなので、どちらかというと、やはり19ページかなとは、私は思います。20ページは、家庭及び地域との連携ということなので、連携とはまた違うと思うので、園がやはり、保育の質を担保するための、本当に大切な役割、苦情処理というのは、役割を果たしていると思うので、園として、そういう体制を整える、こういう窓口がありますよ、いつでもご相談くださいというのを周知しているというのは、保育者というよりも、園の経営側というのですかね、保育事業者が取り組む課題なのかなと思うので、私は、19ページかなと思います。

米原委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。

真木委員

すみません、やっと頭がつながってきました。すみません。

私の園は、頭の中を整理したら、やはり、19ページの方に入れたほうが、竹澤さんの仰っているように、保育の質の担保、運営面の事業者のことも書いてあるし、そっちの方じゃないかと。

20ページの方は、連携、地域との連携だから、話がちょっと違うかなと。ここの5番の方に入れたほうが、19ページに入れたほうが、しっくりくるというか、入れるべきだと思います。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。

茂森委員

茂森です。この、質の向上に必要なことの内容を見ると、必ずやらなくてはいけない項目ではないと思うんですね。向上のために園が努力することが、こうやるとより良くなるよということ書いてあると思うのですが、第三者評価は、必ず絶対やらなくてはいけないので。うちの、のぞみ保育園が指導検査があったのですが、その時に、ちょっと見えづらかったり、電話番号が明記していなかったら、それで指導が入るんですね。だから、保護者の為というよりは、絶対やらなくちゃいけない内容だと思います。以上です。

米原委員長

他はいかがでしょう。苦情解決の仕組みを作る上で、苦情解決第

三者委員を置くというので、それを明示するというのが義務であるということですが、そこまで至らずとも、意見や苦情というのか、いろいろな意見を受け止めながらより良い運営をするということも求められるということだと思いますので、それを、今までご意見がありましたので、苦情受付というよりは、きちんと保護者の意見を受け入れて、良い運営をしていくという内容を、19ページのどこかに入れられないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

では、その方向で、検討したいと思います。

他は、よろしいでしょうか。

僕も、ある自治体の、ちょっと離れた自治体の苦情の受付第三者委員をやっているのですが、徐々にその園に行ったら、僕の自宅の電話番号を載せているのですが、自宅の電話番号が間違っていて、これ違うよと。問題になっていなかったの、多分問い合わせはなかったとは思いますが、すみません。

本当に、自宅か携帯かというのをきちんと載せるんですよ、直につながるように。

それでは、第4章の確認作業が終了致しましたので、再度修正をさせていただきます。

続いて、(3) (仮称) 小金井市保育計画の第5章です。

ごめんなさい、4章の前半ですね、この前ご検討いただいたところを、資料55をお出しいただいてですね、修正をさせていただきますので、資料55の確認をしていただきたいと思います。これまでの協議内容を踏まえて作成しておりますので、明らかな間違い等についてご指摘いただくという主旨でご確認いただきたいと思います。大体、同じように17ページまでですね、見ていきたいと思っておりますので、あまりたくさん時間を取らないというイメージでありますが、少し見ていただきたいと思います。

それでは、目次、それから、2～4ページは、基本的には用語の統一となっております。

5ページですね、四角の具体的な項目で変更がありますが、このようにご提案させていただいておりますが、いかがでしょうか。基本的には、話し合った内容を文章として載せさせていただいている、文章・項目にして載せさせていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、捲っていただきまして、6ページ、これは用語の統一となっております。

続きまして、7ページが、前回ご指摘があった通り、養護と教育が一体になるよという言葉を入れる、それから、幼児期ではなくて、乳幼児期という変更となっております。よろしいでしょうか。

それでは、次ですね、8ページ、こちらは特に変更はございません。

9ページ、1歳以上3歳未満児ですね、やろうとする、自分なりにしようとするというのを、自分なりにやってみようとする、あと、少人数での保育を行うなどという言葉が入っております。よろしいでしょうか。

では続いてですけれども、10ページですね。取組ではなく、声掛けや働きかけという、具体的な保育の行動に関わる表現に変えております。それと白抜きのところが、新しい表現になっていますね。達成感や満足感という表現を入れようということで。それから、行事等の表現活動ということで、これも修正して、自己表現というところで、別項目としています。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして11ページ⑦配慮を必要とする子どもの支援、こちらは、子、となっているのを、子どもと直しているのが3か所、それから、配慮を必要とするのが、いわゆる発達ですとか障害につながるような配慮ではなく、文化の違い等々、多様なものがあるということで、こちらの表現に変えていますが、いかがでしょうか。「子どもの発達や文化の違い、経験の個人差等に留意した支援を行うために必要な知識や技術の習得に努め、職員全体で情報を共有するとともに、」ですね。

それでは次のページですね。こちらは、用語ですね。乳児期が乳幼児期、一番下の四角のところですね、保育士というところも、職員同士が、という表現になっています。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、13ページの健康ですね。保護者からの子どもの状態に関する情報提供も、保護者からの情報提供により、子どもの状態をきめ細やかに確認する、ですね。上に、心身の状態というのがあったのが、重なっていたということもあり、表現の変更ということになっています。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、14ページですね。こちらは、1番上の四角のところですね、日常的にというのを取って、定期的に行うとともに、必要に応じて、ということで、日常的なのか定期的なのかというのが分かりにくかったので、こういった表現に変えてあります。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

15ページ、災害への備えですけれども、地域の関係機関ではなくて、地域や関係機関ということで、2か所変更があります。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、16ページ、これは用語の統一だけとなっています。保育施設ですね。よろしいですかね。

それでは、前回のご協議いただいたこの範囲でございますが、17ページ②地域の保護者等に対する子育て支援ということで、子育て支援に関しては、努力義務ということで、「よう努める」ですね。最初の

四角は子育て支援の取組というのがはっきりしていなかったのも、それが追加になっていますが、それでよろしいですかね。

すみません、今、事務局から、前回の資料53ですね、4章の意見聴取表、最後の19番は、触れていなかったのも、今回意見いただいた委員からご説明いただいて、ご協議いただきたいと思います。

飯塚さんからですね、ご意見をいただいております。前回の資料で、53番です。53番の19番です。

飯塚委員

飯塚です。ガイドラインの頭の部分で、項目が一例に過ぎないので、各施設でご活用くださいというような記載があるのですが、ここにしか載っていないので、ガイドラインをパッと見たときに、この項目を見て、これをやれば良いんだと、チェックリスト的な捉え方をする人もいると思うので、各ページの項目のところに、いちいち、例と書いていった方が、パッと見たときに分かりやすいかなと思ったので、こういった意見を挙げさせていただきました。

米原委員長

ありがとうございます。皆様のお手元にある資料ですと、55のですね、3ページに、ガイドラインの見方というページがありまして、四角に囲われているのは、具体的な行動の一例を挙げたもので、ここに挙げられていることがすべてではありません、と書いていて、これはすごく大事なことなので、各項目に、「具体例」などと但し書きをするのはどうでしょうか、というご提案ですが。

井戸下委員

井戸下です。私も、後から送ったメールの中で、似たようなことを書かせていただいているのですが、資料56の、その他のところで挙げさせていただいているのですが、今の飯塚さんと同じようなことなのだと思います。

書きぶりはなんでもよいかどうか、考えてもらえればと思うのですが、一番最初のガイドラインの見方というページの、このガイドラインを使うたびに、そこから読む人はあまりいないんじゃないかなと思ったので、今飯塚さんが仰ったのと同じ内容で、各ページに、一例ですと入れるとか、私は他にどんな行動例があるか考えてみましょうみたいなのをそれぞれのページに入れるとか、何か、これだけじゃないですよということを、そのページを見るたびに分かるような文言が何か一文でも入っていた方が良いのではないかなというふうに感じました。

米原委員長

ありがとうございます。今、お二人から同じような思い・ご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

竹澤委員

竹澤です。私も、すごく、ガイドラインというと、やはりチェックリストというふうに極端な面で見えちゃうと思うので、やはり、各ページにこれはあくまでも具体例、一例ですよということを入れていく方が良いと思います。さっき飯塚さんの前回の意見シートの

ところには各ページにと書いてあるので、各項目に具体例と書かなくても、リード文があつて、それから具体例というのがあつて、それから具体例が出ていて、さらに一番下に、井戸下さんの仰るように、他にどのような行動例があるか検討してみましょう、みたいなのを最後に呼びかけというか、入ると、すごく良いのかなというふうに思いました。

米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。皆さんそれぞれの意見に深くうなずいていらっしゃいましたので、そちらの方向で整えていきたいと思います。

後、例えばなのですけれども、リード文と行動例、具体例で、フォントを変えるとか、リード文は変わらないもので、よりいろいろ考えられる例ということで、何かちょっと違いがはっきりとするような、目で見分けるような工夫というのも考えていきたいと思います。

平野委員

平野です。今、ガイドラインの見方のところを見ていて、文章が変なところを見つけてしまったので、それだけ言います。

上の、リード文の解説のところは、後半ですね、「この内容にそった保育を実践するため、子どもに対してできることについて考え、日々の保育の中でも常に念頭に置いていただきたい内容を保育に当ててください」となっているので、とても大事なところで。単なるミスだとは思いますが、ごめんなさい。それだけです。

米原委員長

具体的にやれるというのだと、例えば、「～いただき、保育に当ててください」など。ちょっとそこは、整えていきたいと思います。ありがとうございます。

他は、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。すみません、さっきの、資料53の14は真木先生からお話いただいたかなと思うのですけれども、15から18は、議論されましたでしょうか。意見が出ているのかなと思ったのですが。

米原委員長

そうですね、16については、統一をするということになっていますが、それ以外、それ以降のことについて、ある程度結果的に改善されているかとは思いますが、いかがでしょうか。今改めて。

中村委員

大丈夫です。

飯塚委員

飯塚です。私は、18のところ意見を挙げたのですけれども、ガイドラインに載せることではないかと思うのですけれども、ここで議論したことは、なぜこういう方向を選んだのかというのを、ある程度事務局の方で把握しておいていただいて、またガイドラインを見直す際に、役立てていただければというふうに思います。

米原委員長

ガイドライン、保育計画全体をどのようなプロセスで纏めてきたのか、例えば載っていない事柄も決して蔑ろにしているわけではないとか、様々にあるかと思いますが、そこについては、事務局もそ

うですし、我々、関わった委員の皆様も、少しずつ周りの方にお伝え
いただければと思います。もちろん、長期的には事務局で残しておく
ことをよろしくお願い致します。

他は、いかがでしょうか。

それではですね、今は資料55で、前回見ていただいた17ページ、
今回冒頭で18ページ以降をご協議いただきましたので、それを合わ
せまして、再度修正したものを次回以降にお示ししたいと思います。

それでは、続きまして、議題(3)、(仮称)小金井市保育計画の第
5章についてです。事務局より、まずは資料の説明をお願い致します。

事務局(保育政策
担当課長)

それでは、事務局の方から、説明をさせていただきます。

本日第4章の確認が概ね終了しまして、まだ修正を行っていない部
分もございますけれども、これで第1章から第5章までの素案全体が
一旦出そろったという状況になったかなと思っております。

その中で唯一保留をしておりました、第5章の最後のページ、最後
の部分について、前回の委員会で、資料54の最終ページという形で
記載したものをお配りをさせていただいております。

全体通しての確認は、1章から5章までの全体を通しての確認は改
めてお願いすることとなりますが、本日は、第5章についてのご協議
をお願いしたいと考えております。

この後申し上げるご説明につきましては、事前の意見聴取依頼文の
中にですね、記載させていただいた説明と一部重複するものもござい
ますが、ご容赦いただければと思います。

まず先に第5章の最終ページの位置づけと言いますか、記載内容の
意図についてご説明をさせていただきます。その前にですね、資料5
4、今日皆様お持ちでしょうか。もしお持ちでない方がいらっしゃい
ましたら、お申し出いただけますか。

それでは、ご説明を続けさせていただきます。第5章の最終ペー
ジの位置づけと言いますか、記載内容の意図としましては、この保育計
画全体を推進していくための纏め的な部分というふうに、この最後の
ページは考えております。そのため、ここには、これまで市の役割が
重要であるとのことをご意見を多くいただいておりますので、その点を意
識して記載させていただいた結果、かなり大きな枠組みの記載となっ
てしまっているというのが現状でございます。この大枠部分について
の確認も最終的にはお願いしたいところではございますが、いきなり
ここだけご議論頂くというのは、内容的にもかなり大枠すぎるという
こともございますので、事務局としましては、その前段としまして、
これまでの会議の中でも、特に保育の質のガイドラインの活用方法に
関して、より突っ込んだ議論、どうやったら活用していけるかなど、
議論していければというご意見もあったかと思えますし、また、第5

章には、それ以外にも、施策の方向性に掲げた事業や取組がございますので、まずはこちらの事業や取組を進めるにあたって、実効性を高めていくにはどのようなことが必要であるか、また、どのように実現していくのが良いかなどについて、少し突っ込んだ議論や意見交換をいただいた上で、最後の纏めの部分として、最終ページをどういうふうに書いていくかというところをご議論・ご確認いただければと思っています。

具体的には、ページは戻りますけれども、24ページから第5章がこちらの資料では始まっていますが、25ページから26ページにかけての、1、保育の質の維持・向上に向けて、それから、27ページに記載の、多様な保育ニーズへの対応、それぞれに掲げている一つひとつの項目について、いただいたご意見を踏まえながらより実効性のあるものにしていくために、具体的にどのような取組を行うことが期待されるか等について、ご議論いただければと思っています。

例えば、保育の質のガイドラインの活用のところだと、活用を推進するにあたって必要な取組として、これまでの会議の中でも、部会の立ち上げなんかもお話が出ていたかなと思いますが、そういった具体的な内容についても意見交換をいただき、その後、皆様から幅広くお出しいただいた意見等を踏まえながらですね、最後のところのように反映していくか、繋げていけるかというところを、ご議論いただければと思っています。

あまり細かい内容についての記載は、やはり性質上難しいかなと思っていますので、市の役割としてどのように整理を行うのが良いのか等についても、次回改めて事務局の方で修正案等、本日の議論を踏まえてお出しできれば良いかなというふうには思っています。

なお、第5章の1と2なのですけれども、既にご協議いただいた内容となっておりますので、そちらを踏まえて修正を行った仮確定版となりますので、一からご議論いただくのではなくて、最終ページに繋げるための意見交換を中心にとすることでお願いできればと思っています。

先ほど申しましたが、委員の皆様にはこの形でご議論を進めていただくにあたりまして、事前に意見聴取をしております。本日資料56として、まとめておりますので、本日はこの議題については、資料54と資料56の二つを使いながらご議論・意見交換をいただければと思っています。

少々長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

米原委員長

ありがとうございます。今説明いただきましたけれども、第5章については、最終ページ以外については一定ご議論いただいた上での案

となっているということを前提として、まず第5章の1ですね、保育の質の維持・向上に向けて、それから2、多様な保育ニーズへの対応、にそれぞれ掲げている一つひとつの項目について、より実効性のあるものにしていくと。そのために、具体的にどのような取組を行うことが期待されているのかということですね。幅広く意見交換をしていただくということのご説明がありました。

もちろん、それは、市にやっていただくということだけではなく、どういうふうにすれば、うまく、よりよく回っていくのか。それから、その後皆さんから頂いた意見を、保育施策の実現に向けてという3番に、どのように反映させていくのか、それは、次回事務局から示してもらおうという説明でした。前回の委員会の中で、井戸下さんから、ガイドラインの活用方法について、意見交換の場を持ちたいというふうにご意見をいただいておりますので、とりあえずは、まずは、事務局提案の進め方でご協議いただきたいと思います。

事前に56の意見聴取表にまとめてありますように、ご意見をいただいておりますが、できましたら、できるだけ委員の皆さんからご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

今日は、1、2のところをご議論いただき、3は改めて、議論を経て、3の案を次回出すという流れですね。

それではですね、まず、事前にご意見をいただいておりますので、そちらの意図・お考えというのを確認しながら進めていきたいと思えます。

この表の順番で進めたいと思えますが、藤原さんから、全体についてご意見をいただいております。お願いします。

藤原委員

藤原です。書いてある通りなのですが、5章は以前に話したときに、すでに細部に入ってくるような議論だったと思えますけど、中々そこまでは決めきれなくて、また、ある一つのことを深く議論する委員会ではないのかなと理解していますので、それよりも、例えば、書かせていただいた通りで、例えば、誰を巡回員にするとかではなくて、ないものを作るために、どういう制度を立てられるかみたいところを、ある程度ふわっとした話の方が良いのではないかなと思って書かせていただきました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。こちらに書いていただいておりますけれども、細部まで具体的に決めるというのか方向性として示していくものではないかということで、皆さんの委員の中でのコンセンサス、ここはある程度意見を共有できないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。今の藤原委員のご意見なのですが、巡回支援チームの話のときに、いろんな専門家の方を集めてやるのが良いんじゃないかな

いかというお話だったかと思うんです。ただ、それは入れていないということなので、その時の議論とは書き方が違うというか、記憶しているのとはずれているかなというふうに思っています。なので、そうなった理由、こういう書きぶりになった理由があれば教えていただきたいのと、たしかにそこまで予算も付けられるか分からないみたいな話なのであれば、誰を巡回委員にするかとかって記載はせずに、そういうネットワークを作るためにどうするかということを書いた方が、私も良いのかなと感じました。以上です。

事務局（保育政策
担当課長）

大分時間も経っているのですが、このような記載になったというか、今このような記載にしているというところなのですけれども、様々な分野でそういうところについては保育分野における保育士等というものでまとめさせていただいたというのが実態です。

具体的な資格や職種等について皆さんの中で選べるまでのお話には至ってなかったのかなと思います。また、実際どういう背景の方という部分についても、例えばこういう方という例が挙げられただけで、結論的なものは出ていなかったかなと事務局の方では認識をしていますので、ですので、保育士さんだけではなくて他の職種も含めてというあたりは、意見としてある程度一致されていたのではないかなという解釈のもとで、このような書き方に変えさせてというか、このような書き方で行かせていただいたというところがございますので、先ほどの事前説明でも申し上げましたが、例えばそれ以外に、具体的な職種などの例を挙げていただいて、皆さんの中である程度合意が頂けるのであれば、もう少し書いていくというところは可能かなとは思ってはおりますが、あまり個別具体的な、限定的なところまで書いていただいても、市の方で実現できるお約束は正直難しい部分が内容によってはあるのかなというのは、以前も申し上げた通りですので、改めてそこは、実情としてお伝えはさせていただきます。以上です。

大越委員

ありがとうございます。あと、この時の議論で、ただでさえ保育士不足なのに、現場の保育士を集めるのはどうなのかという議論があったかと思うのですが、そういう点でも、ここの書きぶりは、見直していただけるとありがたいなと思うのですが、見直すというかですね、そういう話はどこに行っちゃったんだろうという印象なのですが、いかがでしょうか。

米原委員長

では、たまたま今、こちらの項目が話題になっております。何名かからご意見をいただいておりますが、まず、藤原さんの意見に一旦戻って、細かすぎるのは、全ての項目を細かくということにはいかないので、ある程度方向性を示しつつ、これは載せたい、載せるべきだという議論の進め方でよろしでしょうか。

ということで、せっかく話題になりましたので、既にご意見をいた

だいていらっしゃる、中村さん、竹澤さんから、この項目についてご意見・意図をお聞かせいただけますでしょうか。

中村委員

どこについてですか？

米原委員長

保育分野における巡回・支援ネットワークづくり、今日の資料で見ますと、15、16、17というところですね。

中村委員

中村です。実際には、具体的にどのような取組が期待されるのかとか、どのように実現していくのかと、そのあたりを書いてくださいと言われたから、漠然と書いているといつまで経っても実現しないなと思ったので、だったら、もう少し市が主導すると、割と参加しやすいというのも、研修でもなんでもね、そういうこともあったので、私は研修のところなんかでも、具体的に書いてほしいというふうに出したと思うんです。だから、巡回チームのメンバーを、ある程度は、こう、誰とは言わないけれども、やはり、さっきも出てましたけれども、業務量や人手不足や、休暇が取れないとか、とても保育者の意見が出ていて、巡回支援が本当に実のあるものにしないで時間がとられるだけになってしまう可能性があるんで、やはりそこは、ちゃんと慎重に協議して、実現していきたいなと思うんです。ここで書いて終わって、解散となってしまうと、そうやって流れちゃうので、具体的にこれをやろうというところまで責任を持たないと、流れちゃうのかなというふうに思って、こういうふうに書きました。

米原委員長

ありがとうございます。

竹澤さんからも、同じ項目で。

竹澤委員

竹澤です。私も、こちらの、今回保育課から示された、実効性を高めていくためにはどのようなことが必要かとか、具体的にどんな取組が期待されるかとか、そういう問いかけがあったので、結構私は具体的なことを書いてしまったので、今大雑把な方向性を示すということとはちょっと違うかもしれないのですが、さっき大越さんが仰った、前回の巡回支援ネットワークづくりというところで議論があったのは、私は最初に、巡回支援というのは、各保育園から保育士さんたちを出してチームを作るのかなみたいなイメージで聞いていて、それはちょっと、やはり現場で大変な、無理だよなという感じで聞いていたのですが、なので、実際の現実的なできることというのは、もちろん予算とかいろいろな制約があるので、こんなことは書けないとは思いますが、理想としては、保育士等で構成される巡回支援チームを市の保育課とかに常設をして、それで巡回をしていく、というのが良いのかなというふうに思って、ここに提案をさせていただきました。

その際には、保育の質のガイドラインを、こう作っているんですよ、こう活用して下さいみたいなことも一緒に含めて、巡回するというこ

とが可能かなということと、あとは、特別な配慮の必要なお子さんの支援というのは、やはりすごく現場でもとても大きな課題だと思うので、その支援の質を上げていくためには、巡回支援チームも、きりりさんがやったださる、巡回スタッフごとに対応して技術とかそういうものを支援チームも高めていくこともできるんじゃないかなということ、本当に具体的なので、それがガイドラインにどれだけ書けるかというのは分からないんですけども、それを提案させていただいた。そういうこともできるんじゃないかなというふうに思って提案しました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

多分、皆さんがイメージしている巡回支援というのが、それぞれに、あまり共有できていないのかもしれないという印象があるんですけども、実際に、こういう巡回支援があったら良いなというのがもしありましたら、現場の先生から伺って、そこから、議論を始めるのが良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

ここでは、保育の質の向上ということでこの項目があるとは思うのですけれども、こういうときに、こういうサポートがあったら良いなということでも結構ですので。多分、例えば、大きな法人だと、本部が講じた取組ってされているのでしょうか。

田邊委員

田邊です。そうですね、本部がうちはありますので、系列園も多いですから、そういうところではあると思うのですけれども、巡回となると、私たちは発達にはどうなんだろうというお子さんに対してが考えるところが多くてですね、やはりきりりさんもそうだと思うのですけれども、専門的なこと、私たちも勉強はしていますけれども、こういったところでどういうふうに対応していったら良いのだろうかというところでは、経験のある専門職の人の話を聞きたいということがあるので、結構小金井市の方では、あまりそういったところがお聞きするとないと言われるので、そういう中で、きりりさんだと保護者も対応していかないといけないところがあるので、私たちは、保護者が理解していないとそういったところに相談ってなかなかできないので、やはり個人情報だからということも出てくるので、そういう中で、こういう時はどうですかね、という経験がある方のお話を聞けると良いかなというふうにすごく思っていて、その中で私たちは本部があるので、こういったところで園長先生とか系列とかそういうところで、どうでしょうかという話をするんですね。

ですので、保育士さんだけではなくて、専門的な勉強、発達とかそういうところを勉強されている方も入ってくると、もっと充実していくのかなというふうに思いました。

中村委員

中村です。今回は保育の質の向上という、いわゆる保育園の中で

んな形で保育を行われているのかとか、それから、職員の対応だとか、構造的な、建物のね、構造的なものとか、例えばそういうものについて話し合えるのかなと思ったんですね。発達とかそういうのは、具体的にお名前を挙げて、このお子さんについて、とかっていうふうに具体的に挙げていった方が多分できやすいと思うんですね。だから、きらりがやっている巡回の相談と、それから、やはり今求められているものは分けて考えたほうが良いのかなというふうには思うんです。

ただ、その時に、ただ漠然と「見に来ました」、と、「どうですか。何か困っていることはありますか」というのはもったいないなと思って、具体的にきちっと困っていることとか、それから、こういうところにはこういう環境にした方が良いとか、具体的な指示がきちっと出せるようなものを、私は望みます。対応を見て、全部を挙げていくとか、私もこのガイドラインは、読んだらはいはい、その通りですと終わってしまうので、できれば、1個1個、そこに具体例を、こんなことがあったよねとか、これはどこにはまるのかしらとかというような内容まで掘り下げないと、これをふわっと読んだら、ごもつともということしか書いていないので、そうじゃなくて、ちゃんと、これってどういうことを言っているんだらうね、あの時に言ったことはどうだったんだらうねというような話し合いにまで職員間でできると良いなというふうには思っているんです。

そういう意味での、ガイドラインの掘り下げた、それをやるだけでも、随分質は上がると思うんですね。ただ、それも時間が、時間帯がみんなバラバラでしょう。お昼休みの寝ているときにちょびつと集まれるぐらいで、あとはみんなバラバラな中で、本当に議論できる時間帯が取れるのかなという心配もあり、巡回チームが来た時も、じゃあ誰が対応するの？という。園長先生と主任だけが話してもしょうがないという感じがするので、ここら辺は、慎重に協議しないと良いものにはならないなと。ただ派遣しますと言われても、なんとなく、という気はしますけれども。

米原委員長

いかがでしょうか。まずは、配慮が必要な子どもの支援としては、次の項目であがっていて、こちらは、通常保育というか、保育全般の質の向上について、こういった巡回支援チームとかネットワークを作っていこうということで、ある意味新しい取り組みなんですね。その新しい取り組みについてより具体的に書くというか、イメージできるような記述の方が良いのではないかということも含んでいると思うのですけれども、現場の先生からして、どうあれば質の向上につながる、何かこういうのがあったら良いとか、そういうような場面ってこれまであったでしょうか。

ちょっとだけ、SIDSの予防、予防はできないのですけれども、SIDS

の対策というので、これは別の地域の話なのですがすけれども、5歳児まで、うつぶせになっていたら元に戻す。けれども、厚生労働省は、寝返りが打てる子は、寝始めがあおむけであれば、うつ伏せになっても自分で戻せるから無理に戻さなくて良いというふうにホームページに載せている。じゃあ、特に5歳児だったらそこまでやらなくても良いでしょう、というのは、園の中だけではやり取りができなかったの、他の園とのやり取りの中で、そこまでやらなくて良いんだ、私たちは、そういった負担というのか、無駄なことはやらなくて良いんだと。子どもも起きちゃいますし。というような話し合いができて、保育の改善につながったというようなことがある。こういうのは、ネットワークだとか、他の人との会話の中で気づくということだと思うのですけれども。私としては、そういうことも思い浮かんだのですけれども。先生方の園の中ではいかがでしょうか。

真木委員

真木です。今、委員長が言ったのが、ちょっと首をかしげるところがありました。SIDS、5歳だから自分で直せるからって。

米原委員長

厚生労働省でそう書いてあるからというので、地域として話し合いをしたという。

真木委員

それで、それが、改善になるとは思わない。というのは、ごめんなさいね、やはり、SIDSはSIDS、乳幼児突然死症候群というのですけれども、それに関しては、かなり神経を使わないと、気のゆるみから、ちょっと、体調不良だった場合にね、いきなり死んでいるということ、亡くなっているということも考えられるから、そういった意味では、そういう気のゆるみはしちゃいけないと、ごめんね。

米原委員長

地域の話なので、私がどうこうというわけではなくて。

真木委員

まあ、改善というのは、ちょっとおかしいなとは思いました。

質の改善とかで、巡回指導という場合にね、誰が行くの、時間はどうするの、誰がどういうチームで来るのというのは皆さん気になる場所なんですよね。中村先生が仰ったように、特別に配慮が必要な子どもの巡回と、また保育の質の向上という部分では、別のことだと思うので、チームを作るときに、ベテランの人が来てほしいというのはあるわよね。でも、ベテランだからこそ気づかない、新人だからこそ気づくこともあると思うの。だから、それは一概には言えないと思うので、その編成の時に、若い人も年取った人もという感じの編成チームにするのか、もちろんそのところはまたこれからの考えだと思うのですけれども、質の向上には、巡回指導に来ていただくとなるのは確か。

それで、巡回指導というか、うちは保育アドバイザーさんが、ベテランの先生がいらしていました。いらしてくださっていたのですけれども、保育の何時間といらっしゃるわけね。滞在して、子どもの様子

を観察して、その後に職員に伝えていく。ここはもう少しこうした方が良くないかって。すごいありがたいのですけれども、それを伝えられたことを改善して、こういうふうに改善しました、まで至らないのよ。至らなくて、多分むずかしい思いをアドバイザーの先生はなさっていたんじゃないかと思うのですけれども。その、巡回を受けっぱなしではなくて、改善していく、そこにもつながらないといけないし、そしたらいつやるんだという。この忙しいときにと。またその堂々巡りになるんだけれども、難しいところなのですからけれども、やはり職員がそういうことをやろうという意欲、意志の、モチベーションをそこに高めていくにはどうしたら良いかというのを施設長とかは考えると思うんですね。

ある園では、本当に小規模園なんだけれども、学習会して、トイレトレーニングとか、おむつが中々外れない子、クラスで悩んでいるのはどうするかって、皆で学習会をしている。それにふさわしい資料がないんですけれども、というふうに聞いてきたのね、私に。じゃあ、こんなの、こんなの、こんなのはどう？という提示はできたのだけれども、果たしてそれを次に進めていくというそのスキルが、職員集団の中にあるかないか、そういうところのアドバイス、ちょっとしたところのアドバイスみたいな、アドバイザー、巡回指導というの、していただけたら良いのかなと。

園長とか主任が言うだけじゃなくて、外部から気づかないことを気づかせてもらうというのはすごくありがたいことなのだけれども、それにはいろんな課題がついてくるのかなと思います。

長汐副委員長

長汐です。巡回ということで、内容についてのアドバイスというのも非常に大事だと思うのですけれども、この間、やはり配慮を要することの中に、一人親家庭の様々な困難な問題ですとか、あるいは、虐待であるとか、そういう課題を発見しやすい場が保育園だというふうなお話がずいぶん出ていましたよね。できればですね、そこにソーシャルワーカーを配置して、巡回の中にソーシャルワーカーを入れていただくと、もしかしたら中村先生のところにもいらっしゃるかもしれないけれども、ソーシャルワーカーが。そういう視点から、やはり保育園の困難さとか、あるいは、キャッチしきれないニーズを保育園という場でキャッチしていくというような要素ができるのではないかなと思うんですね。

それで、いろんな意味で配慮を要するお子さんの中に、もし臨床心理士のような人たちがもし入れられるのであれば、さらに有効かなというふうに思うので、そういう細かいことは書かないということなのだけれども、一応要素の中には含んでほしいかなというふうに思いました。

米原委員長

今の話では、僕自身がまとめる手助けをいただきたいのですが、少なくとも保育園として必要とすること、こういうアドバイスがあったら良いな、頑張れるな、質の向上を図れるなということがあって、それを力付けてくれるというか、エンパワーしてくれる相手が、少なくとも相手がいる、そういう関係であってほしいわけですね。指導とか、また来たということではなくて。それが、このケースだったらこういう人、専門家が良いか、このケースだったらこの専門家へというふうな調整をチームがとってくれるとなお良いですね。それが理想なんだけれども、少なくとも、市がリソースがあるわけなので、このチームというのは基本は保育者かもしれないけれども、例えば言葉のことだったら、外国人の通訳の職員もいらっしゃるかもしれないし、保育者の改善だとか、困り感の解消だとかというものの手助け・エンパワー、チームかなというふうに理解し始めた、自分なりに理解しているのですけれども、そういう感じで共有できますでしょうか。先生方はいかがでしょうか。

真木委員

真木です。なので、専門的な分野、保育のことは保育、身体の言語の問題があるものは言語聴覚士とか、いろいろいると思うので、そういう方たちが本当はソーシャルワーカーにしてもね、専門的なところの連携がうまくとれていれば、そういう方たちが巡回に来ていただいて、ごめんなさいね、うちの場合だと、大学の中にそういう支援センターがあるので、学期に1回なり、月に何回か来てくださったりね、今それがコロナでできていないのですけれども、やはり継続的に見てくださる方が。

きらりのほうの巡回は、うちの方には来てもらってないけども、そういう感じの、専門的な方のお力をお借りするというのはとても大事なことだなと思います。

でも、そうなってくると予算とか時間とか、そこにいくんですよ。

米原委員長

ただ、ここに書いてある文章を改めて読むにつけ、そういったものへの道というのか、方向性はある程度書いてある。幼児教育保育アドバイザーというのは、県単位、都道府県単位でも、今いろいろ養成とか、どのような存在であるべきかという議論がされているかと思う。福井県などは既にかなりこのアドバイザーというところは動いているという話なのですけれども、今は小金井市にまったくない中で、こういったものを検討するという方向、その方向の中で、ちょっとこれは入れたいか、もうちょっとこういうふうに表現したらよいかを、改めてお聞かせいただけますか。

大越委員

大越です。今先生方のお話を伺っていると、保育士さんというよりも、専門家なのかなという印象が無きにしも非ずという感じだったので、まず、そっちを解決というか、そっちを達成して、そ

のあと保育、今のお話だと二つに分かれるという話だったと思うのですけれども、より必要とされているのは、専門家のいろんなソーシャルワーカーとか臨床心理士とか、そういう方の支援が欲しいのかなという気は、聞いていてしたのですが、いかがでしょうか。

それができた上で、保育とかに、全部予算はつかないんじゃないかなという。お金の話をするとあれなのですけれども、じゃあここに記載してどこまでできるのかというところで、どこまで書いたら良いのだろうなとすごく思っています。

米原委員長

特別な配慮が必要などというのは、次の多様な保育ニーズのところに書いてある。そしてこちらは、より保育全般に関わることなんですけれども、今、大越さんから。

中村委員

今までは、ガイドラインの内容から言うと、具体的にすぐ専門家が、現場はそうですよ。困っていることというのはそういうことだと思うんです。だから、専門家から意見を聴きたいというのは現場はそう思っているけれども、やはり質の向上に向けてという内容に関しては、このガイドラインに書いてあることは、そういうことではなくて、日々の保育の現場を少しでも良いものにしたいということから来ているので、そうすると、どういう人が良いのかなというふうには思うんですね。どちらかという、気づかないところを気づかせてもらうとか、そういうことが多分求められると思うんです。

だから、こっちがこういってどうしたら良いですかというのを、あの取組はちょっと違うんじゃない、と気づかせてくれるのが良いのかなというふうにも思ったりはします。

大越委員

大越です。今の中村先生のお話をもっともだなと思うので、すごく重要な取組だと思うんです。保育の質の向上のために。

私がさっき言っていたというかですね、保育士さんがこれだけ不足しているというふうにならわれている中で、どうやってやろうとしているか、逆に教えていただきたいのですけれども。

茂森委員

茂森です。何かうろ覚えで、公立の、引退した先生方をお願いしてみても？というような話があったと思うのですけれども、私は個人的な話になってしまうのですけれども、私の尊敬している保育士が、小金井公立保育園の引退した先生なんですけれども、そういう方に居てもらいたいなという気持ちはあります。

米原委員長

ここにどこまで書くか、公立の先生のその後には直結する話なので、具体的にどこまでということではないけれども、でも、もともとない中で、こういったアドバイザー的な存在、日常保育の向上につながるという、是非こってガイドラインで大事だと思うので、当然はつきり載せたいのですけれども、ちょっと具体的にじゃあどなた、というのは、ここで話題になったというのはきちんと議事録にも載ります

し、一つの案として。

実は、他自治体では、そういった取組をしているところがあります。退職公立園長が、所属は子育て関係部署になって巡回しています。ただ、その先生から言わせると、私はこういうふうに行き、という姿勢ではなく、何か困ったことはない？という姿勢の方が保育園に受け入れられるという、その方の話としてはそういうふうに。同じ多摩地域でそういう取組をしている自治体があります。立川市ですね。

大越委員

大越です。ありがとうございます。先ほど茂森先生からもあったのですが、前、多分、委員長からも、OBという手も、OBというか、そういう方をお願いをするということもあるということで、それならいいんじゃないかなと。現場の保育士さんを取らないでほしいというのは、委員としてここで意見させていただきたいと思います。

中村委員

中村です。あとは、やはりぐるぐる回って、どう？だけじゃなくて、やはり1回来て、2回から3回、やはり振り返り、やってみてどうだったというところまで行くと、大体年に何か所とかということになるぐらいに丁寧にやった方が良いのかなと。全部の園を回りましょうという方に走るんじゃないで、ある程度結果もきちっと話ができるようにした方が、こちら、受ける側としても、ああ、また来たわよじゃなくて、良いかなと思います。

井戸下委員

井戸下です。この中に、認可外保育施設が書いてあるので、私は認可外保育施設の職員なので、その立場の話をさせてもらおうと、認可外保育施設は、都の研修もあるにはあるのですけれども、やはり認可さん・認証さんに比べると、研修の機会もすごく少ないですし、巡回指導は年に1回来ていただくのですけれども、それは保育を見るのではなくて、施設の設備面とかのチェックで、保育を見てもらうことが無いので、こういう方に巡回で来ていただけると大変ありがたいなと思います。

今まで、そういうふうに、外部の方に保育を見ていただく機会は、うちの施設の場合には全くないので、本当に外部の方の意見を聴かせていただけるととてもありがたいなと思います。

その中で、先にそういうのがあって、その上で、先ほどから出ているみたいな、ソーシャルワーカーさんにつないでもらいたいとか、発達に気になることがある場合はきりさんにきてもらいたいとか、そういうのが、そのあとに出てくるのかなと。うちの施設の場合は、なので、まず、来ていただけるという、来て見ていただけるということ自体があると、ありがたいなというふうに思います。

米原委員長

ご意見をいただきました。

どういうふうにまとめる、今いただいた意見をどれだけ文章として

まとめていけるかというのを検討して、お示ししたいと思います。

それですね、ちょっと時間が経ちましたので、今5分ぐらい休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、こちらの時計で55分から再開したいと思いますので、よろしくお願い致します。

(休憩)

米原委員長

そろそろ、再開をしたいと思います。

それではですね、続けさせていただきますので、意見聴取表は、ちょっと飛びまして、保育のガイドラインの活用のところですね、ちょっとこれは時間を取って話すべきだというのは前々からありましたので、こちらから進めたいと思います。

お三方から、こちらの項目についてのご意見をいただいております。それぞれ、ご意見の意図をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。中村さんから。

中村委員

先ほどお話しちゃったのであれですけども、共有するにあたっては、あくまでもさっき具体例を挙げて話し合うとか、こういうこともあったよねとか、そういうことも入れていかなければ活用にはならないというふうに思いますので。

米原委員長

ここに書いてあることを、そうだそうだ、だけではなくて、本当に現場としてはどうなんだということを、どんどん独自の課題として。

中村委員

そうやって活用してほしいと思います。

米原委員長

それについて、皆さん、深くうなずいていらっしゃいますね。

本当に、具体的な、どういう活用ができるのかというのは、内容とは別のところでまた時間をいただきたいと思いますので。竹澤さんは。

竹澤委員

竹澤です。とても細かいところで恐縮なのですが、はじめの一段落目のところは、市がやる、この文章だけ読むと、市がやることとか、それぞれの保育現場で質の向上を図りますというふうに読めるので、市ができることとして、ガイドラインを保育現場に配布してとかいうところも入れると、実効性があるのかなということがあるので、ガイドラインを、市内の保育現場にガイドラインを配布して、あとは現場で活用してもらおうというようなニュアンスを入れたら良いのかなというふうに思いました。

それから、6のところは、すでに今回第4章が保育所というところを保育施設に改めていただいていたので、これは6は割愛します。

7なのですけれども、第2段落の一文目で、保育者研修等への活用を推進するとともにというところに、こちらの案の方では書いていただいているのですけれども、なんかやはり、実効性がないとか、保育者研修等に、どういうふうに推進するんだろうなというところ

が、もうちょっと明確になると良いのかなということで、修正案としては、市がガイドラインの浸透を図るような、図るために、ガイドラインを題材とする研修会を主導していきます、というようなことまで書けたら良いのかなというふうに思います。

部会というのがひとつ、保育部会保育部会とお話が出ていますけれども、自主的なものを、武蔵野さんとかいろいろな経緯があつての名前なのだと思うのですけれども、小金井市は今何もない状態なので、まず市が研修という形でスタートさせていくのが現実的なのかなというイメージがあつたので、このような案を出させていただきました。以上です。

米原委員長
飯塚委員

では、先に飯塚さんから。

飯塚です。保育の質ガイドラインに必要なところで、広く市民に対して公開するとあるのですけれども、公開の仕方っていろいろとあると思うので、ホームページにばんとのつけて公開しました、と言ってしまうこともできなくはないので、具体的にどのように市民に対していき渡るように知らせることができるのか、具体的なことが分かっているのかということ、今の時点でというのは難しいかと思うのですけれども、現段階で構想として具体的なところは記述としてほしいなと思います。

米原委員長

まず、竹澤さんからのご意見ですけれども、5番の、あらゆる保育現場にガイドラインを配布し、というのは、その意図というのは皆さんその通りであるということだと思いますので、ただ、こちらも、じゃあ毎年配布するのとか、どうなのかということも関わってきますので、書きぶりは検討を事務局にお願いしたいと思います。

それから、修正案、より具体的にというふうに書いていただいていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

真木委員

真木です。やはり、先ほどから何度も言っているのですけれども、ガイドラインができたなら、その活用方法、活用の仕方についての研修をしなければいけない。見方によっては、こんなもんかで終わってしまう。ではなくて、これは保育指針と同レベルぐらいの重みがあるものだという研修をしなければいけない。保育指針が変わるときに、改訂されるときに、ものすごい研修に行きました。その解説書がでる。解説書も、いろんな解説書があるというぐらい。やはり、勉強会、行政が中心になってそれをやっていただいて、本当に各施設からあらゆる施設から出れる時間帯、一回ぽっきりじゃなくて、そういうのを繰り返しながら、後は、それを活用してどのようにしてやっていくかという学習会、勉強会、というのがグループに分かれてくれば良いかなと思うんですね。

そこに公立の園長先生、退職なさった園長先生が、退職しなくても

良いわ、知識の豊富な方たちが活用されるような、そういうものであって、いろんなことを話し合いしながら、まとめ役、武蔵野で言えば鈴木佐喜子先生みたいな、先生も来て、いらっしゃるじゃないですか、平野先生とか、そういうところに行って、アドバイスをすれば、また一つ質の向上になるし。

段々そういうことを繰り返しているうちに、じゃあ保育部会を作ろうよという話になっていくと思うんです。いきなり、武蔵野市もそうですけれども、保育部会ができたわけではなくて私は東社協とか、私立保育園連盟とか、そういうところで保育会議をずっと作り上げてきた一人なんですけれども、やはり、皆求めているものは同じだと思うんです、保育者は。やはり、一つレベルがアップしたものをやりたい、こんなことを知りたい、あんなことも知りたい、そういう部会に行くと情報が入るし、学べるものがある。時には先生も学識経験者なりいろんな技術を持っている方をお呼びして学んでいくというそういうきっかけになると思うので、そのきっかけになる題材がこのガイドラインであってほしいなと思うので、やはり勉強会をしないと。研修会をして、浸透するようにしていくのは、やはり行政かなと。行政中心でやっていけば。

聞くところによると、公立園5園の中では、そういう看護師部会とか栄養士部会とか、あるんですよね。そういうものの延長線として、まわりを引き上げるんですみたいなことも可能かなと、私はちょっと傍から見ていると思う。そういうことも一つのツールになるのかなと思うんですね、きっかけづくりに。

ただ、やはり、まずは先にガイドラインができれば活用方法について行政を中心に研修会をあっちでやり、こっちでやりと何回かやって、浸透してきたらそれぞれのグループに分かれて、アドバイザーも入れてと、そういう取り組みをやっていくと保育部会もできるし、それが継続して積み上げができていくと思うんですね。小金井市の保育って素敵と、周りから言われるような感じの保育になるかなと思うんですけれどもね。

米原委員長
大越委員

他は、いかがでしょうか。ガイドラインの活用について。

大越です。今真木先生のお話にあったように、やはり市が主導しないと、中々横のつながりって持ちづらいのかなというふうに、この委員会に出ていて思いましたので、変えても良いのではないかな。竹澤委員の内容に変えていいんじゃないかなと思いました。

より、なんというんですかね、分かりやすいというか、具体的というかですね、そういうふうに感じます。

米原委員長

ありがとうございます。では、こちら、研修というか、ガイドラインの浸透のプロセスがより分かるような表現ということで、ご意見を

参考にさせていただきながら、事務局で検討していきたいと思います。

多分、これは、広く市民に対して公開するというのも、具体的にはどうなんだということですので、書けるところ書けないところというのはあるのはもちろんありますけれども、できるだけ書けるようにという方向で事務局のほうで検討していただきたいと思います。

ただ、なのですけれども、広く市民に対して公開する、この市民と市内の保育施設が関わって作られたものなので、この保護者への浸透という、広く市民の、例えば保護者については園側からこういったものがあるんですよというような働きかけもあるのかなど。市がやるべきことに加えて、園側からもできることがあるのかなど考えるところではあります。

ありがとうございます。またこちらについては、できた後ですね、本当にこれをどうしていくのかというような話を改めてする機会があると思しますので、まずはこの書きぶりについて、今のご意見を生かして検討してもらいたいと思います。

続きましてですね、ちょっと戻りまして、全体の構成について意見をいただいておりますので、竹澤さんからですね。

竹澤委員

竹澤です。全体の構成の、1番は、保育の質の維持・向上に向けてという大きなタイトルがあって、全部、1に書いてあることが、保育の質の維持・向上に向けて書いてあるものなんですね。(1)の保育の質についてという項目立ては、これは、保育の質の向上に向けてという意味なんだろうなというふうに考えたのですけれども、そうすると、全てが1に書いてあるのが、全て保育の質の維持・向上に向けてについて書いてあるので、あえて(1)、(2)、(3)というふうに項目立てをしなくても良いのかなというふうに少し思いましたけれども、特にこだわりはないです。ちょっと、保育の質についてという(1)のタイトルは、行政がやること書いてあるのに保育の質についてというのはなんかタイトルが違和感がありますね。

米原委員長

保育の質の向上に市としてどうかかわるかということなのに、質についてという大きい書きぶりになっているということですね。なるほど。分かりました。

ここについても引き取らせていただいて、検討します。ありがとうございます。

井戸下さんからあった、保育部会については、今も出ていますので、具体的な活用方法をまた話をする時間を取りたいと思しますので、続いて、また2ページの保育者の研修。

真木委員

真木です。ちょっと戻るのですけれども、1のところの、広く市民に対して公開するというところで、今日ちょっと小金井市のホームペ

ージを拝見して、保育のことってどこにあるのかなって探したんですね。そしたら、あまりわからなかったのですけれども、すみません。それで、冊子にして配るだけではなくて、ホームページにも載せて、誰でも見れるような感じにすると良いのかなと思います。

米原委員長

ありがとうございます。

それでは、2番目ですね、保育者の研修についてです。まずは、中村さんから。

中村委員

研修については、先ほどのところで、ガイドラインの研修でいっぱいかなという感じがしますが、後は連絡会というのは、それぞれ情報交換とかってというのはどれぐらい行われているものなんでしょうかね。現場が分からないんですけども、連絡会ってあるの？

田邊委員

田邊です。月に1回。

中村委員

月に1回？

田邊委員

今はコロナ禍なので、代表者が行ったりしています。

中村委員

民間のどこが出ているの？

田邊委員

民間の園長ですね。

中村委員

認証も全部？

田邊委員

認可です。認証じゃなくて認可でというのはあります。

中村委員

それは、園長会、それが月1回ぐらい。

田邊委員

はい、全ての園が出てくる。

公立は公立であって、前、私も認証だったのですけれども、認証のときも年1回とか2回とかありましたけど。

中村委員

なんか、分かれているのかなというふうには思っていて、ただ、きっと市内にあるものがもうちょっと全部に、民間だから困ることとか、公立だから困ることとか、いろんなことがあるじゃないですか。

田邊委員

確かに、会議の中で民間の園長だけなので、その中で公立ではどうなんだろうということを結構市に聞いているという形はあります。ですから、一緒だったら良いのにねという思いは園長先生とはよく話しています。

中村委員

認証の人たちなんか、小さいところもそうだよ。私なんか、コロナのこういう時代になると、いちいちこういうときってどうしたらいいんだろうって、具体的に本当にいちいちが悩みますよね、他の園はどうしているんだろうというのをね。具体的ですね最近。だから、そういう情報を共有したり言えるような場が必要かなと。それが、合った方が良いのかなと思います。

田邊委員

確かに以前は、市の方からの伝達事項が多かったのですけれども、後半は園長先生たちのグループを作っているいろいろな話す機会があるので、例えばお散歩での事故とかありましたでしょう。ああいうときに、

どのような散歩の方法をしていますかとか、お互いにいろんな園の話を聴けたので、やはり、自分たちはこうやっているけれども、他の園ではこうやっているという機会だったので、とてもその時は良かったです。確かにそういう機会というのは大きいと思います。

真木委員

真木です。他市の例なのですけれどもやはり、月に1回認可園の園長会があり、年間に何回か、1回か2回なんですけれども、公私立合わせた園長会をやったりしています。やはり、情報共有とか、連携している施設、そういう集まりみたいなものもある。

そのあたりをちょっと強化しても良いのかなと思いますね。

米原委員長

アレルギー対応をどうしているかとか、栄養士調理師の集まりとか連絡会議とか、そういうのをやるとしたら考えられるでしょうね。

研修だけじゃなくて、そういった連絡会というのも大事だということですね。

竹澤委員

竹澤です。今の私の意見、連絡会という話があったのですがすけれども、(3)の①の一番最後のところに書いてあることが、情報交換の場の設置について検討を行いますと書いてあるのですがすけれども、園長会というのは研修ではないので、その研修の項目ではなくて、(3)の①のところにもう少し明確に、今お話をしていたのは、主任保育士など、現場の保育士を対象とした情報交換の場ではなく、園長会のお話なのかもしれないのですがすけれども、園長会はここに入れても良いのかなと、今お話を聞いていて思いました。

次に、No. 10のところなのですがすけれども、保育者の研修のところの、自分でところに、市は保育者に必要な研修会・学習会の参加の機会の確保に努めるよう、各保育施設に働きかけますというふうに書いてあるのですがすけれども、今まで議論した感じでは、既にたくさん各保育所さんは努力をして研修機会も設けていらっしゃるし、研修の場に出かけていらっしゃるんだなということをごくお聞きして思っただけですね。じゃあ、市として何が出来るかというのを考えたときに、もちろん予算のこともあると思うのですがすけれども、時間外に保育者の方が研修に出る時の予算措置というんですかね、時間外手当を出すとか、そういうことにより、市としてそれを促すような効果ができると思うんですね。ただ、確保に努めるよ、施設への働きかけますって、働きかけても、やってよと言われても、園としてはそれぐらいわかってるしやっていますという感じだと思うので、具体的なそういう土壌政策とかも、検討するぐらいな感じのことが言えると良いのかなと、あると良いんじゃないかなということを書かせていただいたのですがすけれども。そんな感じですよ。

米原委員長

書けるところ書けないところがある中で、ただ、働きかけるだけではなくて、もう少し何か、本当に研修参加につながる何かですね。

中村委員 実際には研修は非常に大切だと思っていて、予算の中で、やはり研修費というのは必ず計上しているんですね、それぞれの園では。だから、やはりそこは市の財政というふうには思わないんですけれどもね。やはりそれぞれの園が、どこを大事にしていくかということも含めて、1人1回は必ず行くとか、いくらまで出すとか、代替をどうするかということも、話し合われていることだという、そうなっているよね。

米原委員長 研修について、他はいかがですか。

藤原委員 9番のところは、どういう構想なんでしたっけ。

米原委員長 9番、はい。具体的に挙げるとするのはちょっと。

藤原委員 中々難しいですかね。

米原委員長 こことしては、方向性という。

藤原委員 大丈夫です。

米原委員長 ということ。

藤原委員 ありがとうございます。

中村委員 やるとしたら、中々、なんというのでしょうか、有名な先生とかえらい先生とか何か聞いた方が良い先生を呼ぶとか書いたら、そういう人を呼ぶので研修会を開いてもらうというのは年に1回ぐらいね、そういうのも企画してくれると良いのかなと。そうすると、こっちもそれに行きやすいじゃないですか。やはり普通にやっているのだと、2万近く取られちゃうので、1人出すのに。だから、そうじゃなくて、市で、そういう方を具体的にやったらどうかなと思います。

米原委員長 そうですね。あと、コロナの中で、リモートでの研修等の情報の共有等というのは、とてもやってよかったという声は聞こえてくるので、移動の時間を気にしなくて済むとかね、そういった情報の集約とか共有は、市にもですね、やってもらえたらなと思いますし、もちろんそれは市だけのことじゃないですけども、園長会で共有をしていたきたいので、共有していただけたら。

では、1番のガイドラインの活用と研修は重なるところがあるというのは今お話を伺っていて感じました。ここを上手に書き分けていきたいと思います。

それでは、次ですね、各種評価の実施ということで、竹澤さんからご意見をいただいております。

竹澤委員 第三者委員会のお話を、さっき茂森先生の方からもお話があったように、各園が受審するのは義務で当たり前という認識があられるということだったので、促しますというふうに書かれているのですけれども、より、市としてできるのは、第三者評価を、保護者の方に周知してみただくこと、それが市としてできることなのかなというふうに考えました。それを保護者の方が見ることによって、よりその第三者評価を受けるのが当たり前ということももちろん各施設のほうも

よりそう思うでしょうし、かつその内容を見られているというふうに思われることが、より良い保育をしていこうという動機付けにつながるのかなというふうに思うので、どうなのでしょう、保護者の方で第三者評価って当たり前のように皆保護者の方も知っていらっしゃるものなのでしょうか。

大越委員 大越です。保護者からの園の情報というのは、お母さん同士の口コミがメインかなというのと、後は見学に行った時の職員の方の対応とか、そういうので判断されているのかなと、個人的には思っているのですけれども、第三者評価ということ自体も、全然知らなかったということが、勉強させていただいたところでは。

中村委員 私たちは、必ず結果を保護者の方に公表して、プリントで渡してはいるんですけどもね。あとは、ホームページに載っていますよね。

米原委員長 福祉ナビというもの。
でも実際は。

大越委員 そのぐらいの認識というか、申し訳ないのですけれども、あんまり意識してないというか、というのが保護者の割とあれなのかもしれません。園長先生には申し訳ないです。

でも、そうですね、それを参考にするかというところですよ。保護者が。

米原委員長 でも、実は第三者評価の制度というのは、利用を希望する人の選択する材料になるためというの大きな目的なので、ぜひ使っていただきたいというものなのですが。

大越委員 大越です。多分、入るときの判断材料にはなるのかなと。ホームページに公開されていたら。でも、入ってしまったら、そこでずっと育てるしかないので、ちょっとそのぐらいの認識で申し訳ないなと思うのですけれども。

でも、入るときは、確かにホームページに公開されていたら、判断材料の一つにはなるのかなというところもあるのですけれども、ただ保護者としては入るので精一杯で、選んでられないというのは現状としてあるので、そこらへんの緊張感を保つじゃないけど、どの園に入っても、大体同じような質で受けられるという点では、すごく良いかもしれないなというふうには思いました。

竹澤委員 竹澤です。今、保護者の方も存在を知らなかったというお話を聞いたのですけれども、入所案内というのが保護者の方に毎年配られる、これの一番はじめのところに、より良い保育施設の選び方10か条という、厚生労働省のが載っているのですけれども、その下にもそういう第三者評価というのが全社協のホームページかなんかでしたかね。

米原委員長 東京都福祉サービス第三者評価、福ナビと呼ばれている。

竹澤委員 そのホームページのURLをのっけて、ここにアクセスすればそこ

が見れますよというようなのだったり、情報提供を市が積極的に行うと、保護者の方もその存在を知れるし、そんな大変な想いをして評価を受けているものが活用されないというのは、社会的にもったいないと思うので、ぜひそれを市が、もちろん市のホームページにも、ここにいくとそれが見れますということで、こういう写真とかを載せるといのはお金もかからないことなので、できることなんじゃないかなというふうに思って書かせていただきました。

田邊委員

先ほど、皆さんが言っている福祉ナビという、アドレスはうちも公開していますし、ホームページ、うちの株式会社子どもの森でも、全部評価を、園に飛ぶと全部見れるようになっていたりとか、なのでやはり、保護者の方はやはり見学等で状況なんかも把握されると思うのですけれども、やはり今はネット社会なので、ネットで見てきましたという見学の方も多くて、そういう中でこういったのは大事なのかなと感じていたので、確かに竹澤委員が仰ったように、市のそういった施設のところに載せるというのはとても良いのではないかなと思いました。

米原委員長

ここは、その方向で検討して書きぶりを変えていきたいと思えます。

第三者評価委員をやっていると、見ていただく方向の方がありがたいですね。

藤原委員

私、見えています。

あまり、参考にはしますけれど、親は入れる方が精一杯で、というのと、100%いいところが良いかというのはまた別の話で、指摘があつて改善があつた方が良いんじゃないかということもあると思うので、そういう見方はして、見られている方は見えています。

米原委員長

後は、その評価結果については、各園で保存していますので、見学に行った際に、見れますかというふうに聞くと、園長先生はぎくつとなるのか、どうなのか、喜んでというふうになるのか分かりませんが、それを判断材料にもできますね。

そうですね、実施を促すだけではなくて、より、広報をするということですね。ありがとうございます。

追加の項目というもののご提案もあるのですけれども。

竹澤委員

竹澤です。先ほど、4章のところでも、苦情処理の項目というお話が出てきたと思うのですが、私はあまり苦情処理がどういう仕組みになっているのかは分からなくて、それで書いていて申し訳ないので、アンケートの結果にも、苦情処理の窓口について説明されていないということが最も評価が低かったので、市がやはり、それぞれの園には苦情処理窓口がありますとか、オンブズマン制度がありますとかということを、もっと広報していく、保護者の方に周知

していくというようなことというのが大切なのではないかなと思って書かせていただきました。

米原委員長

ありがとうございます。これについては、いかがでしょうか。

ただ、項目を新しく作るかどうかというのは、また全体の内容というのか、市の取組として検討はさせていただきますけれども、中々、新しい項目としてというのは簡単ではないとは思いますが、とても大事なところだとは思いますが。ただ、私は自宅の電話番号を載せているので、中々アピールの仕方って難しいなど、当事者として感じます。

それでは、続きまして、保育士の確保ですね。中村委員から。

中村委員

市のホームページに、市の公立保育園の保育士さんの募集は出ているのですが、できれば他にも載せられないのかしらと。

米原委員長

市報などでも載せてないのですか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。ちょっと大変役所的な説明になるのをご承知いただきたいのですが、実は、公立保育園の保育士の募集をホームページに載せているのは、市の職員の採用や募集情報の一環として載せているという状況があります。また、市報等で採用ですとか周知をかけていく内容の中で、やはり公的な、市または市の業務を委託している部分についての採用というのは載せるケースがあるのですが、そこから先のところまで踏み込んで載せていくということになると、我々保育課にとっては確かに重要なのですが、全ての職種で関わっているところの採用情報のところに波及するということもありまして、中々市報では、紙の限界もありまして難しいということがあります。

ですので、ただ、保育士不足の部分についてのPRの部分ですね、あと、それ以外にも今までいただいている意見の中で、市の方で比較的検討してすぐに対応できるものについては、この中に入っていくのか、我々がリアルで検討して対応していくのかという部分はあるかなと正直思っていますので、ただ、なぜ今そうなっているのかという理由のご説明をすると、今申し上げたような仕切りでそうなっているというようなお答えになるかなと思います。

米原委員長

ただ、この場でこういう話題になっている、近隣自治体、三鷹市等では、民間の社会福祉法人の求人も市報に載せているということもありますので、そういったこともある、今後の検討課題だということが共有されて、議事録にも残るということですね、もう一歩ですね。

中村委員

ここに書いてあるような、就職フェアをやったり、いろんなことをもうやっているの、できれば、もう一歩。

米原委員長

内部の調整もあると思いますけれども、もう一歩踏み込む、頑張ってください、検討をお願いしたいと思います。

藤原委員

藤原です。教えていただきたいのですが、(2)の2段落目の一番最

後、市においても一層の保育士確保策を検討していきますというのは、公立の先生のことなのですか。それだけでなくということですか。

米原委員長

だけでないという・・・。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。書いてある内容のご質問なので、公立のことだけという意図はございませんので、小金井市全体の施設に対してという、そういうような考え方になるかなというふうに思います。

飯塚委員

飯塚です。今の、保育士確保のところで、確保も大事なのですけれども、今、勤めている人の離職を防いで長く勤めてもらうというのは非常に大事なところじゃないかなと思います。

それが実際に、市がやっていくとすると、給料だったり、雇用条件だったりそういうところと、あとは職員さんのメンタルケアという部分もあるかもしれないので、ちょっとそれを具体的に記載していく、こういうふうにやっていきますと記載するのは難しいかもしれないのですけれども、数だけ確保するのではなくて、長く勤めてもらうということはすごく重要かと思うので、発言させていただきました。

米原委員長

書きぶりが難しい、実はこれは研修とも大きく関わっているというか、専門職として充実した働き方ができるというのは、仕事の継続に大きな影響があるので、確保だけでなく離職防止という、プラスで言えば就業継続についてということ、ここも検討して書ける方向で考えていきたいと思います。

中村委員

保育士の魅力を伝えていくことが必要だと思うんですね。今やはり、処遇改善なんて付けたって、お金をじゃぶじゃぶ付けたって、ならないんだから。お金じゃないんだよね、やはりやりがいとか、職場環境とか、そういうものにやはり引っ張られちゃうと思うんですね。だとしたら、小さいときから、ボランティアで保育園に行くとか、そういう抜本的な取組が必要な気がしますけれどもね。

小学校に働きかけるとか、中学校に働きかけるとか、そんなようなところで、保育園の持っている魅力だとかなんだとかということで、なりたいたいと思っていた時代の人たちもいるわけじゃないですか。今はもう、お金でつられているみたいな、ね。

米原委員長

ありがとうございました。

大越委員

大越です。ちょっと一つ、聞きたいのですけれども、就職フェア等、東京都が行うそのほか保育者確保事業に積極的に参加協力を行うというのは、市が参加するということですか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。基本的には市がということになるかなと思います。東京都が直接各園にいきなり声をかけることはないので、自治体を通してということになりますから、そこに市が間に入らないと、各園から希望を聴いたりということができませんので、そういう意味では主語は市、まずは市が、東京都の取組に対して参加しなければ、各園の方

に届いていきませんので、そういうようなところになるかなと思いますし、そういう意味では、実際にフェアの方に出ていかれるのは市ではなくて園なので、そういう意味では、協力という視点も流れの中では存在しますので、両方の意味合いで書かせていただいているということで、東京都の事業に市も参加しますし、各園が参加することに対しての協力を行うというようなことを纏めて書いているというところですよ。

大越委員

ありがとうございます。

米原委員長

それについては、例えば認証保育所の保育士確保について、市からこういう情報が欲しいとか、協力があつたら良いなという。

真木委員

ケースバイケースだからね。それと、私も養成の側にいるのですが、でも、実習で、保育実習で疲れて帰ってくるという保育者はいますよ、実習の受入れで。私はやっぱ向かないわみたいになっちゃって、一般企業の方に行っちゃうとかね。

就職フェアも、就職フェアの窓口に立って、いろんなことを説明することもやりました。人材育成センターの方から依頼されて。だけど、やはり適性もあるけれども、養成校も難しいものがあるんですよ。それと、今は養成校でなくても、きつい仕事は逃げたがる、そういうのはやはり、いまだにあります。あとは、つい最近うちでバイトしている学生なんかも、私は腰が痛いから現場よりもそれを指導する側に回りたいという、ああ、なるほどすごいなと。そういう子もいます。面白いですよ。ケースバイケースで。

あと、先ほどの、小さいときからそういう環境にという職場体験。中学とかを受け入れているんですけども、今はコロナでそういうのができない状況なんですけれども、そういうのも受け入れていращゃると思うんですね、どこもね、職場体験としてね。人材確保というのは難しい。本当に、この仕事が好きなんだ、天職なんだと思う人が何人いるかですね。

でも、必ずそういう、皆いないわけじゃなくて、中にはいるので、そういう子たちをつつく。今はめっちゃめっちゃメンタル面が弱いから、そういうところを補いながら、離職率を減らしていくというのが一つの目標みたいな形にはなっていますね。

米原委員長

是非そういった話題も、保育者の皆さん同士とか、園の園長先生同士でやりとりできると良いなと思いますね。この話題は。ありがとうございます。

中々、抜本的な方策というのが無い中で、こういうやり取りを広げていきたいと思います。ちょっと市の在り方、市でできることというのは中々書きぶりが難しいのですけれども、先に進みたいと思います。

残り時間が短いのですけれども、26ページの②ですね。連携の幼保小のところですね、こちらをご協議いただいて終わりにしたいと思いますが、まず、井戸下さんからですね。

井戸下委員

井戸下です。以前、第4章の他機関との連携のところでもお話させていただいたのですけれども、この内容は、とてもふわっとしていて、のびゆくの中にも幼保小のことも書いてあるのですけれども、同じようなふわっとしたことしか書いていないので、もう少し、具体的なことが書けないかなと思っています。

ただ、前回もお話させていただきましたけれども、幼保小連携って、乳幼児期の生活が小学校の準備段階になってしまうのは違うなど、とてもいやだなと思うので、幼児期の保育をしている園側ができることというのは、実はそんなにたくさんはないんじゃないかなと。どちらかという、小学校の側が、幼児の方に寄り添ってもらおうということの方が良いのかなと思っているのですけれども、なので、ここに何を具体的に入れられるかというのはちょっと難しいかなとは思いますが、上のところでも書かせてもらってますけれども、国レベルでいうと管轄が違うのでということが出てくるかもしれないのですけれども、小金井市という小さい自治体の中での話なので、他は市役所の中で、保育課と、小学校の管轄している教育委員会とかが協力してということが限度じゃないかなというような気がします。

例えば、小学校の方から、年長さんのお子さんのご家庭に何かお知らせが行ったりとか、例えば小学校の運動会に参加してくださいみたいなお知らせがあったりはするとは思っているのですけれども、小学校から勝手にというのではなくて、小学校と園で何かをやって、以前に茂森先生のお話で年長さんが近くの小学校に行くのに、園が小学校に直接電話してというお話がありましたけれども、そういうことを市が主導してやってもらったりとかという取り組みも、できるのではないかなというふうに思いました。以上です。

米原委員長

重なるところがあると思うのですが。

飯塚委員

飯塚です。ほぼ同じ意見なのですけれども、幼保小連携を言っただけでは何もできない、動けないと思うので、それを多分連携するとすると、教育委員会。なので、教育委員会と連携していきますと、ぜひ記載が欲しいなというふうに思います。

米原委員長

どうでしょう。この書きぶりでアイデアというのか。平野さん。書きぶり、こういうことだったら、教育委員会側も受け入れやすいというのか、多分そこの変な縦割りの忖度があって、筆が鈍っているんじゃないかなと、勝手な憶測で申し訳ないですが、そういう感じもあるので。

平野委員

平野です。書きぶりについては、ごめんなさい。

米原委員長
大越委員

ちょっと難しい。

大越です。ちょっと質問なんですけれども、さっきのお話あったように、小学校の見学とか、年長になるとカードというか、資料が回ってきて、配られて、気になるところとかを自分の子どもがこういう状況でというのを親が書く欄と、保育園が書く欄があって、それを確か学校に出すというのを公立はやっているんです。娘が年長なので、今そういう、小学校前の準備の段階で知ったんですけれども、それは他の園でもやられているのでしょうか。

米原委員長
大越委員
米原委員長

就学支援シート。

そういう内容の話なんですかね。

それは、現在というか、ここずっとやっているの、もうちょっとという。

大越委員
米原委員長

何を狙っているのかとか、ちょっとわかりにくいとか。

あとは、書きぶりとしてはやはり、保育所保育指針と学習指導要領で連続性というのがはっきりと書かれているので、その連携を深めていきますとかっていうふうには書けないかなとは思っていますけれども。

事務局(保育課長)

保育課長の三浦です。エピソードなんですけれども、今年実はですね、市内の小学校1校と、公立園の方なんですけれども、実験的にこういう事業やりたいなと思って仕掛けていたところがあったんですが、コロナウィルスの関係で集まるのがNGになってしまったので、一旦クールダウンしています。そのほか、幼稚園の方々、あるいは民間園の方にも声掛けをして、まずは、一回ちょっとみんな保育士の方、学校の先生方にお集りいただいて、意見交換してみようよというところから始めようと思っていたのですが、今日も600人も感染者が出たとの報道があり、今年は難しいかなと思っているところです。

その主旨はですね、保育士の方に何うと、小学校の先生方は、申し訳ないんですけれども、保育園の状況と言いますか、日々どんなことをやっていらっしゃるのか、ちょっとご存知ない部分もあるのかなというお話をいただいていたので、まずは顔の見える交流をしたいなというところから始めようと思っていました。実際には中々難しいところもありまして、ちょっと今こんな書きぶりになっているのですが、事務局の方としますと、鎌倉市さん、藤沢市さんがやっていらっしゃる、そこでは、保育士の方々と小学校の先生方が共同研究をされて、年1回発表しているような市もあるやに聞いています。一つのテーマを決めて、ご自身で研究していくような感じですね。そんなところも将来的には視野に入ってくるんですけれども、まずは、すみません、手探りの中、教育委員会さんと連携を深めて、進めていきたいなとは思っているところです。

以上です。

井戸下委員 井戸下です。私がやってほしいなと思っていたのは、まさにそういうことで、ちょっと勉強不足で、小金井市でそういうことが進んでいるということは知らなかったのです。

事務局(保育課長) やろうとしている。

井戸下委員 私の知っているのは、随分昔の話なのですけれども、日野市でそういうのがあって、今は、先ほどおっしゃっていただいたような、幼稚園生が小学校に行く、小学生が幼稚園に来る、先生同士もお互いを行き来するというのと、子ども達同士の交流と、あと、それと別で、先生たちが小学校の先生と園の先生が一緒になって研修会をやるというのをやっていた例があったので、そういうことが本当にできないかなというふうに思っていて、それが、子ども自身が幼稚園から小学校に上がるときの段差を少なくするということにつながるのかなというふうに思っているので、それはぜひ、進めていただきたいなと思います。

それをどこまで書けるかというのは、今お話いただいたので、お任せしたいと思います。

米原委員長 話題にならないと我々も知ることはなかったわけなので、とても良い機会になりました。ぜひ、書きぶりの方もご検討いただきたいと思います。

すみません、それでは、そろそろ時間となりますので、これまでいただいた意見・協議内容等を参考にですね、次回に向けて、事務局の方で資料をご用意いただいて、引き続き第5章の協議を行っていきたいと思います。

それから、協議の状況によっては、最後の部分ですね、書き方についても皆様と協議させていただく場合もあるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題の(4)で、皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは、事務局から次回の日程についてお願い致します。

事務局(保育政策担当課長) それでは事務局です。次回の日程についてご連絡申し上げます。今回は、12月23日の水曜日、午後6時からの開始となります。終了時間については、恐縮ですが9時までを覚悟していただければ大変ありがたいと思っています。

会場については本日と全く同じ場所となりますので、23日水曜日、開始時間も場所も今日と同じということになりますので、よろしくお願い致します。

なお、先ほど委員長から今日の議論を踏まえての資料というお話がありました。こちらの方で5章の部分をご用意できるのかというのはちょっと検討させていただければというふうに思ってお

ります。

本日の進行状況からしますと、次回は、5章の多様な保育ニーズへの対応のところを少し深掘り、意見交換いただいて、最後のところへという流れになるかなと思います、4章のところも少しご意見をいただいて手直しするところもあるかと思いますが、そちらの確認なども次回行っていただくような流れになるかなと思いますので、よろしくお願い致します。事務局からは以上です。

米原委員長
真木委員

ありがとうございます。それでは、長時間にわたり、はい。

真木ですけれども、人材確保ですけれども、保育士のところで、かなり行政の方でも力を入れてくださっていて、職員の家賃借上げ補助とか、かなり良い金額ですよ。あと、処遇改善で、毎年かなりの処遇改善が出ている。それと、この間、保育関係者に、小金井市から慰労品をいただきました。ありがとうございました。という感じで、保育者に関しては随分手厚く対策はされている。

中村委員

家賃借上げも、期限がどうこうというのでは。なくなったらやめますという人もいるよ。

真木委員

そうだけれど、今現在はいろいろと工夫してくださっているから、その点については随分良いかなとは思いますが、以前に比べれば。

米原委員長
真木委員

本当に、10年前に比べると、何割のレベルで。

あつたかく保育士を見守ってくださっているというのは、感じます。

米原委員長

そうですね、そこの現状ですね、聞かせていただきありがとうございました。それでは、以上で、本日の会議を。あ、はい。

大越委員

すみません、スケジュール感ってどうなのかなと思って。開催予備日で1月25日となっているのですけれども、ここはどうなのかわちょっと教えていただきたいのですけれども。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。事務局としましては、以前スケジュールのご説明をした通り、その日をやりますと、パブリックコメントの期間に影響を及ぼす関係から、できる限りその日はやらないでと考えているのですが、ちょっと今の進捗状況を考えますと、25日ではない別の日のご相談をしなければいけない可能性もあるかなと思っていますので、その際は、ピンポイントになるかもしれないのですがご連絡をさせていただいて、時間がこんなで申し訳ないのですけれども、今予定しているのはあと2回です。今5章をもう一回洗っていただいて、最後に全体を見ていただくということがありますので、それをあと2回で完結するのが可能かどうかというのが事務局の資料の返すタイミング等を考えますと悩ましいところがあります。ですので、今現在としましては、25日はなるべくやらないように、ただ、もしやる場合は、

25日よりも前に簡単な確認だけでもできるような会ができないかどうかというのを検討している最中でございますので、そのあたりは、打診も含めて、こちらの方で、行うようであれば準備ができ次第なるべく早くお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

米原委員長

それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。大変お疲れ様でした。

以上